

令和5年4月24日

各関係団体 御中

香川県知事 池田 豊人

新型コロナウイルスの5類移行に伴う今後の対応について

新型コロナウイルス感染症については、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、5月8日から感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されることとなりました。

これまでは、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、基本的対処方針や業種別ガイドラインに沿って対応していましたが、感染症法上の位置づけ変更にあわせて、基本的対処方針等が廃止されます。

5月8日以降は、日常における基本的な感染対策については、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることが基本となります。

つきましては、貴職におかれましては、「県民の皆さまへのメッセージ」(資料1)、「新型コロナウイルスの5類移行に伴う今後の対応」(資料2)(※1)、「香川県からのお知らせ(新型コロナウイルス うつらない、うつさない)」(資料3)(※2)の貴社(団体)の職員の皆さま及び関係先への周知について、ご協力をお願いいたします。

(※1) 詳細な内容は県ホームページ掲載の第128回香川県新型コロナウイルス対策本部会議資料をご参照ください。

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkosomu/kikikanri/128gaiyou.html>



(※2) これまで各関係先(施設や店舗、事業所、イベント関連施設など)の目立つ場所に掲示をお願いしていた「香川県からのお願い(新型コロナウイルス うつらない、うつさない)」は5月8日までに撤去いただきますようお願いいたします。

資料3は、これに替えて掲示いただくなど、必要に応じてご活用ください。
なお、県ホームページにデータを掲載しています。

・横型 <https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/5265/utsuranai202304241.pdf>



・縦型 <https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/5265/utsuranai202304242.pdf>

